

社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等の収益事業の判定表

収益事業から生じた所得金額の計算	法人税の課税標準となる所得金額 (法人税明細書別表4「所得金額又は欠損金額」欄の金額)		①		
	加算欄	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額 (法人税明細書別表14(1)「その他の寄附金額」欄に含めた金額)		②	
		益金	受取配当金で益金とされなかった金額	③	
			還付法人税額等	④	
		不算入項目		⑤	
				⑥	
		加算欄計 (②+③+④+⑤+⑥)		⑦	
	減算欄	損金	寄付金の損金算入限度超過額	⑧	
			当該事業年度の所得に対して課せられた法人税額	⑨	
		不算入項目	損金算入した附帯税額	⑩	
				⑪	
				⑫	
				⑬	
	減算欄計 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)		⑭		
	収益事業から生じた所得金額 (①+⑦-⑭)		⑮		
課・非の判定	$\text{⑮} \times \frac{90}{100}$		⑯		
	当期中において収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額 (②の金額)		⑰		
	<p>⑰の金額が⑯の金額 以上である場合……………非課税</p> <p>未満である場合……………課税</p>				
添付書類	1、決算書 2、法人税申告書別表1(2) 3、法人税明細書別表4 4、法人税明細書別表5(2) 5、法人税明細書別表14(1) 6、				

(注) 法人県民税及び法人市民税は、損金不算入項目として減算することはできません。

(記載要領)

この判定表は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人(私立学校法第64条第4項の学校及び各種学校を含む。)が、地方税法施行令第7条の4ただし書の規定により法人市民税の課税上、収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用します。

- 1 ①欄の金額が零以下となる場合は、②から⑰までの欄の記載は不要です。この判定表の「課・非の判定」欄の非課税を○で囲んでください。
- 2 ②欄には、当該事業年度中において収益事業部門から非収益事業部門へ支出した金額(法人税明細書別表14(1)「その他の寄附金額」欄に含めた金額)を記載します。
- 3 ③欄には、当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で法人税法上益金不算入とされた金額(法人税明細書別表4「受取配当等の益金不算入額」欄の金額)を記載します。
- 4 ④欄には、当該事業年度中に還付を受け又は充当された法人税額等を記載します。
- 5 ⑤及び⑥の欄には、③及び④の欄を除く当期中に収入した金額で法人税の所得の計算上、益金不算入とされた金額を記載します。
- 6 ⑧欄には、損金算入限度額を超えた寄付金の金額(法人税明細書別表4「寄附金の損金不算入額」の欄の金額)を記載します。
- 7 ⑨欄には、当該事業年度の所得にかかる法人税申告書別表1(2)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載します。
- 8 ⑩欄には、当該事業年度中に損金に算入した附帯税及び延滞税(法人税明細書別表4「損金の額に算入した附帯税」欄の金額)を記載します。
- 9 ⑪から⑬の欄には、⑧から⑩までの欄を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額(法人県民税及び法人市民税を除く。)を記載します。
また、修正申告、税務署の更正処分等による過年度分の法人税額についてもこの欄を使用して記載してください。
- 10 ⑯欄に記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切り捨てます。
- 11 ⑰欄には、②欄の金額を記載します。

(注) この計算は、基本的には法人税明細書別表4による申告調整の逆の手順によるものであるが、法人県民税及び法人市民税についてはあくまでも損金不算入として取り扱い、所得金額から減算しないものである。(これらの金額が一括して納税充当金等として減算されることのないように注意すること。)